

いわき都市計画地区計画の変更（いわき市決定）

都市計画久之浜港地区計画を次のように変更する。

名 称		久之浜港地区計画	
位 置		いわき市のうち久之浜町久之浜字立及び館ノ山の各一部の区域 久之浜町金ヶ沢字南磯脇の一部の区域	
面 積		約4.9ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		当地区は、久之浜市街地の東側に隣接する港湾地区で、港湾整備計画による避難港としての整備及び漁港整備計画に基づく整備が行われており、地区計画により既成市街地の住環境を保全し、該当区域と一体的な市街地形成を図ろうとするものである。
	土地利用の方針		当地区は港湾・漁港施設の立地という土地利用の特異性があることから、適切な土地利用の規制・誘導により、隣接する第一種中高層住居専用地域の住環境を保全する。
	地区施設の整備方針		既成市街地からの円滑な連絡、及び土地利用の規制・誘導を図る街区形成に必要な道路を適正に配置・整備する。
	建築物の整備の方針		既成市街地の住環境を保全していくため、港湾・漁港整備計画との整合を図りつつ、その施設の維持・保全に必要な建築物等の用途の制限を行う。
	その他該地区の整備・開発及び保全に関する方針		—
地区施設の配置及び規模		道 路 幅員 12メートル、延長 180メートル 幅員 10メートル、延長 80メートル 幅員 7.5メートル、延長 540メートル	
地区整備計画	地区の区分	区分の名称	—
		区分の面積	—
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当地区における土地利用の特殊性に鑑み、準工業地域の用途を設定するが、当港湾・漁港整備計画を達成、維持するための建築行為に止めるものとする。 2. 当地区においては、次に掲げる建築物は建築してならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅（兼用住宅を含む） (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 学校 (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (5) 診療所又は病院 (6) ホテル又は旅館 (7) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する用途（建築基準法施行令第130条の6の2に規定する建築物）に供するもの (8) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号に該当するもの (9) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する用途（建築基準法施行令第130条の7の3に規定する建築物）に供するもの (10) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (11) 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途（建築基準法施行令第130条の8の2第2項に規定する建築物）に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの
		垣又は柵の構造の制限	石油類、ガス等の危険物を貯蔵する施設にあつては、強固な構造の柵等で隣接地との区分を明確にする。
備 考			

「区域、地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理 由

当地区は、久之浜市街地の東側に隣接する港湾地区であり、港湾・漁港整備計画との整合を図りつつ、隣接する既成市街地の住環境を保全し、当地区と既成市街地の一体的な市街化形成を図るため、平成4年に地区計画を定めているところです。

この度、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正を踏まえ、適切な土地利用の誘導を図ることから、制限する建築物の用途を見直し、また、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の指定に伴い、当地区計画において制限する建築物の用途の整合性を図るため、本案のとおり地区計画を変更しようとするものです。

